

MKCニュース

前田充紀税理士事務所

ヒントヒント

後の始末 江戸期、仙台藩のある宿場町で、重税にあえぐ民を救おうと、地元の9人の商人が倒産覚悟で無償でお金を出し合い、現在の価値で3億円の資金を作りて藩に貸し、年々藩から3千万円利息をとつて30万円ずつ百軒の家に配り宿場を衰退から救ったが、9人の英雄たちは「慎み」の約束を結び、子々孫々の代まで上座に座らない、自慢しない、道の端を歩く、を徹底した。この話は、磯田道史氏の原作で映画にもなった。また、赤穂浪士が本懐を遂げた後、吉良上野介の首級はどうなったのか。首は内匠頭の墓前に供えた後、泉岳寺の住職に託された。住職から吉良家へ届けられ、吉良家の菩提寺に葬られた。何事も終わりが肝心。

ヒントヒント

発行人

税理士 前田充紀
行政書士

〒 462-0847
名古屋市北区金城
二丁目7番10号
電話 052(912)3995
FAX 052(912)6195

MKCニュース「最終号」といたします

平成元年からこのMKCニュースは、前田充紀税理士事務所が顧問契約を締結している関与先様に対して発行してまいりました。

発刊の平成元年頃は、バブル経済の絶頂期であり、消費税が導入されるなど、関与先の皆様にお知らせしておかなければならぬ税務の事項が多數あるにもかかわらず、当事務所の所長をはじめ、担当者の訪問時間に限りがあり、充分な説明ができない事を補うための月刊誌でした。

時は流れ、IT化が進みホームページ(HP)による告知はお客様の枠を超えて発信できることとなりメールによる会話も普及、また机上パソコンの携帯化からスマートフォンへと移行し、関与先への補完的指導が紙面での媒体からSNSの電子媒体へと大きく変化し、今では税務をはじめ企業経営を取り巻くあらゆる情報は、各行政官庁のHPが充実整備されたこともありスマートフォンからSNSを通じて瞬時に確認できます。

当事務所もHPの充実に伴い、面前での指導の補完的役割を満たしていくことを確信し、この紙面による「MKCニュース」は終了させていただくこととしました。

前田税理士事務所のHPは、

<http://www.maeda-kaikei.com>です。



給与所得控除・基礎控除の改正

□平成30年度税制改正

平成30年度税制改正により、所得税、個人住民税の給与所得控除、基礎控除の改正が行われました。

基本的には、給与所得控除額については、改正前より10万円減ることになり、代わりに基礎控除額が改正前より10万円増えることになり、差引で納税額に影響は出ないのですが、高額所得者については、その他の改正もあるため増税となることがあります。

□給与所得控除の改正

給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて決まりますが、改正前より一律10万円減ることになります。

さらに、改正前の給与所得控除額の上限額は、220万円（給与等の収入金額1,000万円）でしたが、改正後の上限額は、195万円（給与等の収入金額850万円）に引き下げられました。

なお、給与所得控除の改正については、所得税と個人住民税に共通するものです。

□所得金額調整控除の創設

その年中の給与等の収入金額が850万円を超える人で、①本人が特別障害者である場合、②年齢23歳未満の扶養親族を有している場合、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有している場合には、所得金額調整控除として、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が控除されることになります。

なお、所得金額調整控除の創設については、所得税と個人住民税に共通するものです。

□基礎控除の改正（所得税）

基礎控除額は改正前の38万円から、改正後は48万円に増額されます。

ただし、合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である場合の基礎控除額は、32万円となり、合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である場合の基礎控除額は16万

話のタネ

○ベートーヴェンの「交響曲第五番」を「運命」と呼んでいるのは日本だけ。正式には「交響曲第五番ハ短調」といい、欧米では単に「交響曲第五番」と呼んでいる。ただ、ベートーヴェンが「運命はかく戸をたたく」と解説しているので、その意図には沿っている。ちなみに、ベートーヴェンがタイトルを付けたのは、第三番「英雄」と第六番「田園」だけ。



円となります。そして、合計所得金額が2,500万円を超える場合には、基礎控除額はゼロとなります。

□基礎控除額の改正（個人住民税）

基礎控除額は改正前の33万円から、改正後は43万円に増額されます。

ただし、合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である場合の基礎控除額は、29万円となり、合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である場合の基礎控除額は15万円となります。そして、合計所得金額が2,500万円を超える場合には、基礎控除額はゼロとなります。

□源泉徴収税額表等の改正

これらの改正に伴って、「別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」、「別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」も、改正されました。

□適用関係

これらの改正について、所得税については平成32年分以降、個人住民税については平成33年度分以降、適用されます。

固定資産の縦覧制度 一固定資産税について一

固定資産税は、1950年地方税制の改正によって制定されました。市区町村の重要な財源として、土地、家屋及び償却資産を課税対象とし、固定資産の所有者を納税義務者として賦課課税方式（国や地方公共団体が納めるべき金額を計算して納税者に通知する方式）で課税されます。土地及び家屋の課税標準は、原則として3年毎に見直される基準年度の価格で固定資産課税台帳に登録されますが、納税者本人等は、一定の期間内に縦覧帳簿を確認することができます。

(1)縦覧期間 4月1日から20日または最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の期間。となっていますので、市区町村それぞれで違います。例えば、東京都23区内の今年の縦覧期間は4月2日から7月2日まででした。

(2)縦覧帳簿で確認できる事項 自分の持つて

いる土地・家屋の価格と同一区内の土地・家屋の価格を確認できます。従って、自己所有の価格の適正性が判断できます。

(3)縦覧の際の本人確認書類 ①納税者本人の場合には、官公署が発行した顔写真付きの書類（運転免許証やパスポート）等の原本を提示します。②代理人の場合、委任を受けている書類と①と同様に代理人本人であることを確認できるものを提示します。

(4)縦覧と閲覧の差 ①見ることができる期間と②見ることができる人、③見ることができる範囲のすべてで異なります。閲覧は、年間を通じて可能です。また、納税者本人だけでなく借地人、借家人も一定の書類が整えば、借りている資産部分について（借家人の場合には借りている家屋の敷地も可能）固定資産課税台帳の閲覧ができます。見ることができるのは、自分の係わっている土地・家屋だけです。

なお、借地人・借家人の方が申請する場合は、本人確認書類以外に、賃貸契約書等（対価がある場合に限ります）が必要となりますので、注意してください。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰をしており
ます。今日は相続に
係る兄弟間の係争決着関係
の税務手続きについてご指
導賜りたく伺いました。

A お久しぶりですね。それでは、伺いま
しょう。

Q 相続人甲乙兄弟への父の遺言状の内容が
弟に偏した内容で、兄が異議を唱え、弁
護士を通じて地方裁判所に遺留分の減殺請求を行いました。

A 今日はその結果に係るご相談ですね。最
近割と多い事案です。

Q 調停により、4年ぶりに和解が成立し、
請求した兄の甲が価額弁償（金銭弁償）
を受領いたしました。

この弁償受領分の課税関係に関する税務手続
きについて、ご教示いただきたいと思います。

A お父上の遺言は、甲の遺留分を侵害するも
のですが、有効であり、遺言の対象財産

遺留分 減殺請求の税務

の甲乙への帰属はお父上の
死亡により一旦確定したも
のと認められ、この遺言に
基づいて行った相続税の申
告も問題ありません。

ところで、今回の遺留分の侵害を受けた甲が
遺留分の減殺請求を行った場合において、遺産
の現物返還を受けることに代えて、民法1041条
の規定に基づく価額の弁償を受けた金銭の額に
相当する金額は、弁償を受けた甲の相続に係る
相続税の課税価格に算入されます。

一方、甲に支払った乙は、相続税の課税価格
の計算上、この金額は控除することになります。

それにより乙の相続税が過大となった場合、
相続税第32条第1項第3号の規定により、弁償
すべき額が確定したことを知った日から4ヶ月
以内に更正の請求をすることができます。

弁償を受けた甲は同法30条又は31条の規定に
基づき期限後申告又は修正申告をすべきことにな
ります。

今年の改正税法の 官報による公布手続き

昭 和29年と古い話ですが、覚醒剤取締法の改正法が公布即日施行された日の午前9時ごろ、改正法により重罪となる行為をした人がおり、改正前後のいずれの法が適用となるか争われた刑事訴訟での上告審の最高裁判所は、国民が官報を最初に閲覧・購入できる状態になった時に公布があったといえるとする判断を示して、それを東京の官報販売所において閲覧・購入ができた時刻である犯行日の午前8時30分とし、改正後の重罪適用を可としました。

税 法の場合は、公布・施行の手続きについて、こんな厳密な議論がされたことはなさそうですが、かつてネジレ国会の時には、4月の末に

なってようやく改正税法が国会を通過し、4月1日施行の条文案のまま、国会通過即公布即施行とされたことがありました。ただし、国会では、税法には「不利益不遡及の原則」があるから、との答弁がなされ、その運用方針が示されました。運用が適切だったのか、未公布・未施行期間の税法の規定の適用について、税務の現場で係争となった事件は起きていません。

今 年の改正税法は、3月28日に国会通過し、余裕があつたはずなのですが、その後の、御名御璽を得るための天皇への奏上、法律番号を付しての主任大臣と内閣総理大臣の連署、閣議決定、官報の印刷の何が滞ったのか、3月

中に発行された官報での公布はありませんでした。

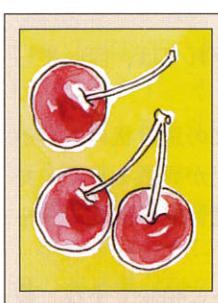
3 月30日、税専門の出版社の関連ホームページに、3月31日(土)の官報にて公布予定であるが、官報の販売は4月2日(月)のこと、との記事がありました。インターネット官報も、公開されたのは、4月2日の午前零時を過ぎてからでした。日付は3月31日で、特別号外(第7号)となっていました。

国 税通則法の期間の定めの原則は初日不算入で、期間開始が午前零時からの時は初日算入となっていますので、改正税法の施行日の前日までに公布しておくというのが、従来だったと思われます。官報に遡及した日付を付しての事後発行というのは、問題含みと言えますが、4月1日と2日が改正税法未公布未施行期間となると、税法の適用にも難問が出そうです。

7日小暑、
23日大暑。
日までに納付します。
10 满

いのは平家蛍、大形は源氏
蛍、山地には姫蛍もいます。
納期の特例の承認を受け
ている事業所(常時10人未
満)では、1月~6月に支
払った給与、退職金から徵
収した源泉徴収額を7月10

「移す手に光る蛍や指の
また 太祇」



一生懸命だと知恵が出る。
中途半端だと愚痴が出る。
いい加減だと言い訳が出る。

(武田信玄)

7月の税務メモ

(国 税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- | | |
|----------------------|---|
| 10日 | ○6月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 17日
31日
ク
ク | <ul style="list-style-type: none"> ○5月決算法人の確定申告 ○11月決算法人の中間(予定)申告 |
| | ○固定資産税(都市計画税)の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。